

○国立大学法人筑波技術大学産業技術学部履修細則

〔平成23年2月23日〕
細則第6号

最終改正 令和8年3月12日細則第4号

国立大学法人筑波技術大学産業技術学部履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号）及び国立大学法人筑波技術大学履修規程（平成17年規程第7号。以下「履修規程」という。）に規定するもののほか、産業技術学部の専門コースの配属・履修要件及び編入学生の履修要件等について、必要な事項を定めるものとする。

(専門コース)

第2条 履修にあたって、次の表に定める専門コースを設ける。

学科名	専門コース名
産業情報学科	情報科学コース 先端機械工学コース 建築学コース 支援技術学コース 情報保障工学領域 福祉機器工学領域 福祉住環境学領域
総合デザイン学科	クリエイティブデザイン学コース 支援技術学コース アクセシブルデザイン学領域

(産業情報学科における配属・履修要件)

第3条 産業情報学科における配属方法及び履修要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として、2年次への進級時に専門コース及び領域への配属を行う。配属後の専門コース及び領域の変更については、別に定める。
- (2) 次の表に定める修得単位数を満たさなかった場合、原則として「特別研究」を履修することはできない。

情報科学コース

教養教育系科目	産業情報学 基礎教育科目	専門基礎教育科目	専門教育科目
30単位以上 (必修科目12単位、 選択必修科目3単位 以上を含む。)	21単位以上	6単位以上 (必修科目6単位以 上を含む。)	41単位以上 (必修科目3単位以 上、選択必修科目8単 位以上を含む。)

先端機械工学コース

教養教育系科目	産業情報学 基礎教育科目	専門基礎教育科目	専門教育科目
30 単位以上 (必修科目 12 単位, 選択必修科目 3 単位 以上を含む。)	21 単位以上	15 単位以上	32 単位以上 (必修科目 24 単位 以上を含む。)

建築学コース

教養教育系科目	産業情報学 基礎教育科目	専門基礎教育科目	専門教育科目
30 単位以上 (必修科目 12 単位, 選択必修科目 3 単位 以上を含む。)	21 単位以上	11 単位以上	36 単位以上 (必修科目・選択必修 科目 25 単位以上を 含む。)

支援技術学コース 情報保障工学領域

教養教育系科目	産業情報学 基礎教育科目	専門基礎教育科目	専門教育科目
30 単位以上 (必修科目 12 単位, 選択必修科目 3 単位 以上を含む。)	21 単位以上	6 単位以上 (必修科目 6 単位以 上を含む。)	41 単位以上 (必修科目 13 単位, 選択科目 28 単位 (情 報系専門教育科目 2 1 単位) 以上を含む。)

支援技術学コース 福祉機器工学領域

教養教育系科目	産業情報学 基礎教育科目	専門基礎教育科目	専門教育科目
30 単位以上 (必修科目 12 単位, 選択必修科目 3 単位 以上を含む。)	21 単位以上	13 単位以上	34 単位以上 (必修科目 17 単位 以上を含む。)

支援技術学コース 福祉住環境学領域

教養教育系科目	産業情報学 基礎教育科目	専門基礎教育科目	専門教育科目
30 単位以上 (必修科目 12 単位, 選択必修科目 3 単位 以上を含む。)	21 単位以上	11 単位以上	36 単位以上 (必修科目・選択必修 科目 19 単位以上を 含む。)

(総合デザイン学科における配属・履修要件)

第4条 総合デザイン学科における配属方法及び履修要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として、2年次への進級時に専門コースへの配属を行う。配属後の専門コースの変更については、別に定める。
- (2) 次の表に定める修得単位数を満たさなかった場合、原則として「特別研究」を履修することはできない。

クリエイティブデザイン学コース

教養教育系科目	デザイン学 基礎教育科目	専門教育科目
30 単位以上 (必修科目 12 単位, 選択必 修科目 3 単位以上を含む。)	21 単位以上 (必修科目 14 単位を含 む。)	47 単位以上 (必修科目 6 単位, 選択必修科 目 6 単位以上を含む。)

支援技術学コース アクセシブルデザイン学領域

教養教育系科目	デザイン学 基礎教育科目	専門教育科目
30 単位以上 (必修科目 12 単位, 選択必 修科目 3 単位以上を含む。)	21 単位以上 (必修科目 14 単位を含 む。)	47 単位以上 (必修科目 6 単位以上, 選択必修 科目 6 単位以上を含む。)

(産業情報学科及び総合デザイン学科における編入学生の履修要件等)

第5条 産業情報学科及び総合デザイン学科の編入学生における履修要件等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産業情報学科及び総合デザイン学科における2年次・3年次編入学生は、入学時に単位認定を受けた単位数と入学後に履修する科目の単位数の合計が、各科目区分における科目の総単位数を超えて履修することはできない。
- (2) 産業情報学科及び総合デザイン学科における2年次編入学生が履修する教養教育系科目及び専門教育系科目のうち、卒業までに修得が必要な科目区分及び単位数は次のとおりとする。これらの科目は、必修・選択必修・選択の別、標準履修年次に関わらず修得しなければならない。

	教養教育系科目	専門教育系科目
産業情報学科	英語B（必修）のほか、15単位以上	産業情報学基礎教育科目から7単位以上
総合デザイン学科		デザイン学基礎教育科目から7単位以上

- (3) 産業情報学科の編入学生が「特別研究」を履修するにあたっては、第3条第2号に関わらず、卒業に必要な修得単位として算入できる単位を98単位以上修得していれば履修することができる。ただし、教養教育系科目、産業情報学基礎教育科目、専門基礎教育科目、専門教育科目の各科目区分において、卒業に必要な修得単位数を超過した単位数については、これに算入しない。
- (4) 総合デザイン学科の編入学生が「特別研究」を履修するにあたっては、第4条第2号に関わらず、卒業に必要な修得単位として算入できる単位を98単位以上修得していれば履修することができる。ただし、教養教育系科目、デザイン学基礎教育科目、専門教育科目の各科目区分において、卒業に必要な修得単位数を超過した単位数については、これに算入しない。

(その他)

第6条 「1」及び「2」が付されている組授業科目の履修において、「2」が付されている授業科目の履修に当たっては、「1」が付されている授業科目の評価（履修規程第7条に定める評語の成績）を得ていることを必要とする。

2 他の学部・学科・コース・領域の開講する授業科目の履修については、次に掲げるとおりとする。

(1) 所属する学科長ならびに授業担当教員の承認が得られる場合には、産業技術学部の他の学科・コース・領域の開講する授業科目および共生社会創成学部共生社会創成学科聴覚障害コースの開講する授業科目を履修することができる。

(2) (1)で履修した科目の修得単位数のうち6単位までを専門基礎教育科目もしくは専門教育科目における選択科目の卒業に必要な修得単位数に算入することができる。また、第3条第2号及び第4条第2号に定める「特別研究」を履修するために必要な修得単位数にも算入することができる。

3 各年次の履修に際しては、前年度までの単位修得状況により、指導や制限を加えることがある。

4 この細則に規定するもののほか、学則第31条に規定する特別研究の履修方法及び評価方法及び学則第35条第4項に規定する早期卒業要件に関し必要な事項は学部教授会において別に定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和6年6月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年度以前の入学者については、なお従前の例による。